（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「者」の下に「であつて、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、「定められた」を「定めた」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六条の表第十一条の三の四第九項の項中「（法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）」を削る。

第十三条第三項中「千分の百二十」を「千分の百三十」に改める。

第二十九条中「千分の百三十五」を「千分の百四十五」に改める。

第三十七条及び附則第四項中「千分の三十から千分の百二十までの」を「第十三条第三項に規定する」に改める。

（放送大学学園法施行令の一部改正）

第二条　放送大学学園法施行令（平成十五年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の三十から千分の百二十までの」を「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十三条第三項に規定する」に改める。

附則第五条から第十六条までを削る。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第三条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「千分の百三十五」を「千分の三十から千分の百四十五までの」に、「千分の百二十」を「第十三条第三項に規定する」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「千分の三十から千分の百二十までの」を「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十三条第三項に規定する」に改める。

一　国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）第四条第三項

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十七条第三項

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第五条　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「五百人」を「百人」に改める。

附　則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣　岸田　文雄

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十八号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（損害保険料率算出団体に関する法律施行令の一部改正）

第一条　損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第二十七条並びに第四十八条第二項」を「並びに第二十七条」に、「本店」とを「本店」とあり、及び「営業所」と」に改め、「」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」を削り、同項の表第十二条第一項第三号の項中「いう。」の下に「第百四十八条を除き、」を加え、同表第四十八条第二項の項を削り、同条第二項の表第十七条第三項の項を削り、同表第二十四条第一号の項中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同表第四十八条第一項の項から第五十条第四項の項までを削る。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の二の表第十七条第三項の項を削る。

第十九条の二の九の表第十七条第三項の項を削る。

第十九条の三の十五の表第九百三十七条第四項の項を削る。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第三条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の三及び第九条の四を次のように改める。

第九条の三及び第九条の四　削除

（労働金庫法施行令の一部改正）

第四条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三及び第四条の四を次のように改める。

第四条の三及び第四条の四　削除

第四条の五中「、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削る。